

議案第 73 号

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市高齢者福祉住宅の設置及び管理に関する条例（平成 5 年条例第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 高齢者住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 北国分友愛住宅

位置 市川市北国分 1 丁目 1 2 番 3 2 号

第 6 条中「次のとおり」を「月額 38,000 円」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

ひとり暮らしの高齢者の利用に供している曾谷友愛住宅について、入居を希望する者がいないため、廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。